

利根町告示第 35 号

平成 25 年第 3 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 8 月 23 日

利根町長 遠 山 務

1. 招 集 の 日 平成 25 年 9 月 3 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成25年第3回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	9. 3	火	本 会 議	開会 提出議案説明 質疑・特別委員会付託	午前10時
2	9. 4	水	休 会	議案調査	
3	9. 5	木	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	9. 6	金	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
5	9. 7	土	休 会	議案調査	
6	9. 8	日	休 会	議案調査	
7	9. 9	月	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
8	9. 10	火	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
9	9. 11	水	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
10	9. 12	木	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
11	9. 13	金	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
12	9. 14	土	休 会	議案調査	
13	9. 15	日	休 会	議案調査	
14	9. 16	月	休 会	議案調査	
15	9. 17	火	本 会 議	質疑・討論・採決 委員長報告・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成25年第3回  
利根町議会定例会会議録 第1号

平成25年9月3日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君
監査委員	五十嵐弘君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

4 番	船 川 京 子 君
5 番	守 谷 貞 明 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成25年9月3日（火曜日）

午前10時開会

日程第1 議席の一部変更

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の件

追加日程第1 利根町長の辞職勧告決議

日程第5 議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第38号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第40号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第41号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第42号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第43号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第44号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第45号 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第46号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第47号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第48号 財産の取得について

日程第17 議案第49号 平成24年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第18 議案第50号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第19 議案第51号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第20 議案第52号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第21 議案第53号 平成24年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第22 議案第54号 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第23 議案第55号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第24 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の件
- 追加日程第1 利根町長の辞職勧告決議
- 日程第5 議案第37号
- 日程第6 議案第38号
- 日程第7 議案第39号
- 日程第8 議案第40号
- 日程第9 議案第41号
- 日程第10 議案第42号
- 日程第11 議案第43号
- 日程第12 議案第44号
- 日程第13 議案第45号
- 日程第14 議案第46号
- 日程第15 議案第47号
- 日程第16 議案第48号
- 日程第17 議案第49号
- 日程第18 議案第50号
- 日程第19 議案第51号
- 日程第20 議案第52号
- 日程第21 議案第53号
- 日程第22 議案第54号
- 日程第23 議案第55号

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回利根町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に一言申し上げます。

7月21日に町長選挙及び町議会議員補欠選挙が行われ、町長に遠山 務町長が当選されました。また、町議会議員に石山肖子議員が当選され、新たに私たちの同僚議員となりました。当選された皆様方には、町議会を代表して心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍を期待しております。

ここで、町議会議員に当選された石山肖子議員を紹介いたします。

町議会議員石山肖子さん。

○石山肖子君 石山肖子でございます。よろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

監査委員から、平成25年5月分から7月分の現金出納検査の結果及び平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率報告書について報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

今回、新たに当選された石山肖子さんの議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

新井邦弘君の議席を2番に、花嶋美清雄君の議席を3番に、船川京子さんの議席を4番にそれぞれ変更します。

それでは、議席の移動をお願いいたします。

---

○議長（井原正光君） 日程第2、議席の指定を行います。

今回、当選された石山肖子さんの議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、1番に指定します。

---

○議長（井原正光君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、

4番 船川京子さん

5番 守谷貞明君

を指名いたします。

---

○議長（井原正光君） 日程第4、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの通算15日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

---

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。平成25年第3回定例会議会ということでご臨席を承りまして、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、平成25年第3回利根町議会定例会の開会に当たりまして、最初に、所信の一端を述べさせていただきます。

このたびの町長選では、議員の皆様にはいろいろとご指導、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、町民の皆様方の温かいご支援に対しまして、心より深く感謝を申し上げます。

引き続き町政を預かることになったわけですが、今まで以上に身を引き締め、また、多くの町民の皆様方の期待を真摯に受けとめながら職務に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

さて、昨今の社会経済情勢でございますが、まず景気につきましては、「着実に持ち直ししており、自律的回復に向けた動きも見られる」と、内閣府は7月に続き8月も同様の基調判断を発表しております。

雇用の動向でございますが、経済政策「アベノミクス」効果による円安・株高で企業の景況感が改善したことで、雇用についてもプラスの影響が出始め、8月30日発表、7月の全国の完全失業率は3.8%、有効求人倍率も0.94倍と、ともに連続して改善をしております。

また、経済指標である4月から6月期までの国内総生産の速報値を見ますと、前期と比べ0.6%増、年率換算では2.6%増ということで、3四半期連続のプラス成長となっております。さらには、7月の1世帯当たりの実質消費支出も前年に比べ0.1%増加、平成22年を100とした全国消費者物価指数も100.1と、前年比0.7%上昇、これらどの指標を見ましても、全て上昇・改善の傾向にあります。

しかしながら、個人消費の分野においては、生活必需品の値上がりによる家計負担増といった不安要因も残されており、今後も厳しい生活状況が続くのではないかと、現在、懸念をしているところでございます。

こうした社会経済情勢の中、当町の平成24年度の普通会計の決算に触れますと、歳入合計は55億4,061万9,000円、歳出合計は53億844万3,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支ですが、2億1,169万8,000円となります。

性質別歳出の状況では、人件費が23.3%、目的別歳出状況では、民生費が28.4%、次いで総務費が17.3%と高いウエート値を示しており、今後の財政運営にも大きな影響を与えるものと考えております。

次に、公債費負担比率でございますが、平成24年度は10.3%で、前年度と比べ1ポイント低下しておりますが、経常収支比率は94.8%と、対前年2.7ポイント増加、わずかではありますが、財政の硬直化が進んでいると判断をしているところでございます。

また、平成24年度決算に基づく健全化判断比率ですが、一般会計などの実質赤字比率と全会計の連結実質赤字比率については黒字のため算定されませんが、実質公債費比率につきましても、早期健全化基準25%に対しまして11.1%と、前年度と比べ2.3ポイント改善しております。また、将来負担比率でございますが、実質的に負債の返済に充てることのできる基金や地方債現在高などに係る交付税措置見込み額等の充当可能財源などの見込み額が、将来負担する実質的な負担額を上回ったことで、こちらにつきましても平成24年度の比率は算定されませんが、いずれにしても、健全化は幾分進んでいるものの、依然として厳しい財政状況が続いていることには変わりはないと認識をしているところでございます。

こうした状況ではありますが、今後も住民の皆様の声を聞きながら、合理化を図り、効率のよい能率的な行財政運営を行っていかねばなりません。明るく健康で生き生きと楽しく、しかも、安心して暮らせることは、全ての町民の願いでございます。社会経済が上向き傾向にある今こそ、町民の皆様方の創意と力で協働の輪をさらに広げ、しかも、思いやりのある明るい、活力に満ちたまちづくりに努めなければならないと、固く決意をしているところでございます。

こうした考えを基本理念に、平成25年度以降、私が取り組んでいく施策を申し上げていきたいと思っております。

少子高齢化は、利根町だけではなく全国的な傾向ですが、利根町は特に出生率が県下で



は、また全国的に見ましても大変低い位置にあります。出生率を上げるには、また子供をふやすにはどうしたらよいか、社会状況が変化する中であっては、また、価値観が多様化する中であっては、少子化対策の充実と子育て環境の改善が解決策の一つであろうと考えます。

これまで、子育て応援手当の支給、中学生までの医療費の無料化、通学時のヘルメットの無料配付、通学路の安全確保、学校の校舎の耐震化など力を入れてまいりました。今後は、保護者の皆様のご意見やご要望等を考慮し調査検討を進めますが、放課後子ども教室の各学校への設置、第3子からの給食費の無料化、よりよい学習環境を整えるための小中学校普通教室のエアコン設置やトイレの洋式化などなど、さらなる子育て環境の改善に努めてまいります。また、子供たちの学力や体力については、日本ウェルネススポーツ大学との連携を強化することで、子供たちの学力や体力がさらに向上するよう、その対応を図ってまいります。

これらを着実に進めることで、若い方々の町政への関心を少しずつ高めながら、出生率のアップや若い世代の方々の流出縮小、流入拡大に結びつけばと、そのように考えているところでございます。

そして、高齢者対策も重要な課題と認識をしております。多くのお年寄りの方が元気になっていただくためにも、健康寿命を伸ばす対策や、一方では在宅介護が十分できるような環境づくりが、高齢者対策として欠かせない重要な施策でもあります。

私が在任中取り入れました筑波大の朝田先生を中心とした認知症のメカニズム調査、食・睡眠・運動との関連調査であります。厚労省と連携し、本年度、来年1月ごろ新たな認知症のメカニズム調査を実施予定で現在調整中でございます。また、町民の皆様方の健康増進の観点からですが、利根川堤防上の桜並木を整備し、健康ロード、やすらぎロードなどとして利用を図っていきたいと考えております。

また現在、ひとり暮らしのお年寄りも増えております。新たな行政課題も出てきているのも事実でございます。引き続き、ひとり暮らし高齢者対策については、民生委員のご協力をいただきながら、見守りを重点に置いた各種サービスを行っていきたいと考えております。

次に、平成26年度からでございますが、国民健康保険税の値下げを実施いたします。国民健康保険税につきましては、今まで税の引き下げの見直し検討を行ってきたところであり、準備が整い、さきの全員協議会でもご説明をいたしました。今定例議会に改正案を上程した次第でございます。

続きまして、旧東文間小・旧利根中学校跡地の活用であります。旧東文間小跡地については、引き続き、地域介護、高齢者の健康増進等の拠点として活用していく考えであります。また、旧利根中学校跡地の第1グラウンドにつきましては、住民の皆様方の交流の場として活用を図ってまいります。

次に、農業につきましては、利根北部地区176ヘクタールの基盤整備事業を引き続き進めてまいります。また、農業の後継者育成や特産品づくりなどが、当面やらなければならない重要な課題と認識をしております。幸いにも、平成24年度、町で実施した耕作放棄地調査では、田畑の耕作面積1,366万3,070平方メートルに対し、耕作放棄地面積は38万2,368平方メートルと、割合にしまして2.79%と低い水準であります。今後、農業政策の大きな課題である後継者育成を図り、放棄地がふえないよう努力していかねばならないと考えております。

続きまして、立木地内の町有地に誘致を進めています2.8メガのメガソーラー事業につきましては、来年1月稼働に向け、現在、工事は順調に進んでおります。今後は長期間にわたり安定した財源確保が図られることや、二酸化炭素削減効果など、自然環境への貢献度が高まることを大いに期待するものでございます。

また今後は、平成26年度実施に向けてですが、メガソーラーに係る町の収益金の一部を財源とした家庭用太陽光パネル設置の補助金制度創設の検討に入ります。

町管理の街路灯のLED化につきましても、ポール交換等の課題があり、調査を開始するところではありますが、現在、LED化を実施する方向で検討作業に入っているところがございます。

さらに、環境面では、緑化運動の推進といたしまして里山に注目しております。美しい里山の整備にも力を入れ、自然環境に優しいまちづくりに貢献できればと考えているところでございます。

続きまして、空き家条例についてですが、年内の条例の制定に向け、現在、準備作業を行っているところでございます。空き家対策につきましては、全国的な問題でもあり、この秋、議員立法制定の動きもあると聞いておりますので、今後こうした国の動向も視野に入れながら、準備が整い次第、議会に上程したいと考えております。

また、1月前の8月4日、東日本大震災の余震と思われる震度5の地震が宮城県沖で発生しましたが、将来は、東海・東南海・南海トラフ等の大地震や首都圏直下型の大地震が起ころうと言われております。現在、そのような大きな震災や自然災害に備え、防災計画の見直しを進めているところでございます。

また、国交省との共同事業ではありますが、河川事務所と連絡を密にしながら、引き続き防災ステーションの早期完成をお願いしていく所存であります。

また、協働のまちづくりの一環としての新たな事業といたしまして、事業内容を十分吟味いたしますが、住民提案型の事業の実施検討を行ってまいります。

ただいま申し上げてきました事業のほか、地元雇用促進のための企業誘致や行財政改革、エコのまちづくり、生活水の安定供給、商工業の活性化、安全教育、食の安全、住民の疾病予防、新型インフルエンザ対策、生活道路の整備、雨水対策、老朽化した公共施設の修繕などなど、行政が抱える課題は山積しております。

こうした課題を一つ一つクリアしながら、安全・安心、そして安定したまちづくりを、町民の皆様方と協働でつくり上げたいと考えております。今後も引き続き、町民福祉の向上と利根町発展のため全力を傾注してまいりますので、議員の皆様、住民の皆様方のご理解とご協力を心よりお願いを申し上げまして、所信の一端といたします。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、条例改正が4件、補正予算が7件、決算の認定が7件、その他1件の合計19件のご審議をお願いする次第であります。

まず、議案第37号は、利根町税条例の一部を改正する条例で、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、町税条例においても、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度について、特別徴収税額等の変更があった場合の取り扱いを定めるとともに、金融・証券税制の改正等に伴う所要の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第38号は、利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、地方税法の一部を改正する法律及び利根町税条例の一部を改正する条例において、延滞金の割合の特例の見直しが行われたことに伴い、利根町後期高齢者医療に関する条例においても、同様の取り扱いに改めたいので提案するものであります。

議案第39号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、次の理由により改正するものであります。

1点目は、国民健康保険税の普通徴収における課税所得確定前の暫定課税を廃止し、納期を7月の本算定課税以降8期に変更したいこと。

二つ目は、国民健康保険税の課税額のうち、固定資産税額の土地及び家屋に係る部分の額により算定している資産割額を廃止したいこと。

3点目は、地方税法の一部を改正する法律に伴い、利根町税条例の一部を改正する条例において、特定公社債等の利子などに係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたことなどの理由から、利根町国民健康保険税条例においても同様の取り扱いに改めたいこと。

以上3点の理由により改正したいので提案するものであります。

議案第40号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、地方税法の一部を改正する法律及び利根町税条例の一部を改正する条例において、延滞金の割合の特例の見直しが行われたことに伴い、利根町介護保険条例においても同様の取り扱いに改めたいので提案をするものであります。

議案第41号は、平成25年度利根町一般会計補正予算（第4号）で、歳入歳出それぞれ1億99万円を追加し、総額を52億6,604万7,000円とするものであります。歳入増の主なものは、地方交付税と繰越金で、歳出増の主なものは、土木費と教育費、諸支出金であります。

議案第42号は、平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1億1,339万9,000円を追加し、総額を24億6,968万7,000円とし、

また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ2,023万円を追加し、総額を1億1,725万2,000円とするものであります。

議案第43号は、平成25年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ1,028万5,000円を追加し、総額を3億7,749万2,000円とするものであります。

議案第44号は、平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ589万7,000円を追加し、総額を1,090万3,000円とするものであります。

議案第45号は、平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ2,947万円を追加し、総額を12億7,900万1,000円とするものであります。

議案第46号は、平成25年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ213万2,000円を追加し、総額を931万7,000円とするものであります。

議案第47号は、平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ126万9,000円を追加し、総額を3億934万2,000円とするものであります。

議案第48号は、財産の取得についてで、利根町消防団第7分団の消防ポンプ自動車の買いかえのため、条例の規定により提案するものであります。

議案第49号から議案第55号までは、平成24年度の利根町一般会計、利根町国民健康保険特別会計、利根町公共下水道事業特別会計、利根町営霊園事業特別会計、利根町介護保険特別会計、利根町介護サービス事業特別会計、利根町後期高齢者医療特別会計のそれぞれの歳入歳出決算認定の件で、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井原正光君） 総括説明が終わりました。

〔「議長、動議があります」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 遠山 務町長の辞職勧告を動議として提出したいと思っております。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） ただいま白旗 修君から、利根町長の辞職勧告決議の動議が出されました。この動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

これらの動議は議案に関連しない独立動議でありますので、決議内容を文書で提出願います。

暫時休憩といたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時33分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま白旗 修君から、利根町長の辞職勧告決議の動議が提出されました。

詳細につきましては、お手元に配付のとおりであります。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数であります。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

---

○議長（井原正光君） 追加日程第1、利根町長の辞職勧告決議を議題といたします。

本件について説明を求めます。

提出者、議会議員白旗 修君。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 利根町長の辞職勧告決議案

本議会は、利根町長遠山務君に町長職の辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成25年9月3日

利根町議会

提案理由

さる7月21日投開票の利根町長選挙において、遠山務候補者は対立候補を抑えて町長の座に就いた。しかし、当該選挙の期間中に遠山務候補陣営で対立候補を誹謗中傷し選挙民を金券で買収した容疑で、警察の取り調べをうけ逮捕者が出ている。まだ公職選挙法違反の全容が解明されていないが、これまでの警察の取調べの範囲でも重大な違反があったことは明らかになっている。

警察による容疑者逮捕の直後、遠山務町長は違反の事実を知らなかったと述べているが、その場しのぎの言い逃れにすぎないと多くの町民は感じている。

公明正大であるべき選挙で、自己の利益のために対立候補を不正に陥れ住民の信頼を裏切った遠山務君の罪は大きい。この選挙疑惑の解明と罪状の確定は、被疑者が素直に取り調べに応じない限り、多くの時間を要すると思われる。我々利根町議会は、それまでこのような人間に町長として町の政治を任せることは到底できない。また、公正な町政を望む町民も我々と同じ思いである。

よって、利根町議会は遠山務君が自ら速やかに町長の職を辞することを勧告するものである。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

船川京子さん。

○4番（船川京子君） 船川京子議員、退場いたします。

〔4番船川京子君退場〕

○議長（井原正光君） 4番船川議員が退場いたしました。

これから本件に対する質疑を行います。

ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど白旗議員から辞職勧告の決議案が読まれましたが、まさしく、私もそのとおりだと思います。

今回の町長選に当たりましては、まずは茨城タイムスから始まりまして、さらには怪文書、またその上、商品券による、多くの町民の方に配られております。その上、既に先ほど白旗議員がおっしゃったように、逮捕者も出ております。その逮捕者は、全ては白状しなかったと思いますが、既に帰ってきておりますが、私はこのような汚い選挙をなぜ行うのか、どうしても我慢ができません。この町をこれから担う町長選でございますから、正々堂々と政策をもって戦ってやっていただきたいかった。

そういう理由で、私は何としてもこの決議に賛成をする立場でございます。

○議長（井原正光君） 次に、反対者の発言を許します。

5番守谷貞明君。

○5番（守谷貞明君） 私は二つのポイントから反対をいたします。

まず、1番目はこの勧告決議案の中に書かれていることですが、「対立候補者を誹謗中傷し選挙民を金券で買収した容疑で、警察の取り調べをうけ逮捕者が出ている」と記されていますが、私が新聞で読んだ限りでは、現在、情報が公開されている限りでは、商品券を配ったということを私はその記事で読んでいますが、誹謗中傷ということは、そこには書いてありません。逮捕容疑は、あくまでも金券を配ったというふうに新聞報道ではなされていますが、どちらを信じていいのか、私は公のメディアである新聞報道を信じようと思っていますので、ここに書かれている誹謗中傷ということが意味不明なので、これは正確ではないなということがまず1点です。

それから、もう1点は、現在取り調べ中ということで、その後、逮捕された後の罪状は、はっきりまだ明確に定まっていないのですね。

そういう中でこの動議を出すということは、まだ白黒が決着しない、グレーであるのか

な、どっちなのかなという段階ですので、その段階でこういうものを提出するという事は非常に不見識ではないのか。確定はしていないのですね。していない段階で推定に基づいて、これは出されている動議ですので、私はそれについては反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番高橋一男君。

○8番（高橋一男君） 私は、今回の町長選に当たりまして、白旗議員が提出されました町長の辞職勧告決議に賛成の立場で討論を行います。

7月21日に利根町長選挙が行われ、遠山氏が5,181票、佐々木氏4,582票で、599票差で遠山氏が当選されました。しかし、その1週間後の28日に、福木地区へ茨城県警捜査2課を含めた約30名が一斉捜査に入りました。その後、10日後の8月6日に公職選挙法違反の疑いで2人が逮捕され、翌7日の朝刊には、報道機関6社が一斉に報道されております。

この記事を見た町民誰もが大変な驚きと、町民がだまされたことの怒り心頭であると、このように思っております。

逮捕された2人は遠山陣営の運動員で、そのうちの1人は投票所の立会人であると、このように聞いておりますが、余りにも悪質で罪の意識がない。この利根町では前代未聞である、何も知らない町民を結果的にだましたことになり、町長は責任重大である。

また、逮捕された2人は3週間もの勾留期間、連日の厳しい取り調べを受け、どれほどつらい思いをしてきたか。その家族、子供、孫、親戚など、同じ思いであろうと、このように考えております。

2人の容疑者は8月27日に略式起訴で20万円の罰金刑で釈放されたようですが、現在もお多方面から捜査が続いていると聞いております。利根町住民にとって一日も早い全容解明されることを望んでいる一人でございます。

このことは、利根町の歴史に汚点を残すことになってしまった。このような大きな事件になった遠山町長の責任は計り知れないものがある。利根町住民が納得できる責任のとり方は、町長の職を辞することである。したがって、私は遠山町長の辞職勧告決議に賛成をするものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、反対者の発言を許します。

賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、利根町長の辞職勧告決議を採決します。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 採決の結果は、賛成、反対同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

利根町長の辞職勧告決議は、議長は可決と裁決いたします。

[4番船川京子君入場]

○議長（井原正光君） 船川議員が入場いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

---

午前11時05分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例から、日程第8、議案第40号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第5、議案第37号から日程第8、議案第40号までの4件を一括議題いたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第37号について、税務課長坂本隆雄君。

[税務課長坂本隆雄君登壇]

○税務課長（坂本隆雄君） それでは、議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例の改正内容について補足してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律（平成25年度法律第3号）の施行に伴い、利根町税条例においても個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度について、特別徴収税額等の変更があった場合の取り扱いを定めるとともに、金融・証券税制の改正等に伴う所要の規定を改めたいので提案するものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表のほうをお願いいたします。

1ページをごらんください。

第33条、所得割の課税標準の第5項の改正は、地方税法第23条第1項第16号の新設に伴いまして、現行の「第16号」を「第17号」に繰り下げる引用条項の制定でございます。

続きまして、第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の改正でございますが、現行制度では公的年金から特別徴収されている者が、賦課期日後に町外



に転出した場合には、特別徴収を停止し、普通徴収に切りかえることとされていたものを、一定の要件のもと特別徴収を継続することとした改正でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等の改正でございますが、現行制度では年金支給額や所得控除の変化等に伴い、免税額が前年の免税額よりも大きく変動した場合、本徴収額と仮徴収額に差が生じることがあります。特に不均衡が極端な場合には、仮徴収額が免税額を超えてしまい、還付が必要なケースも生じているところでございます。この不均衡をなくし年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とする改正でございます。

次に、3ページから4ページでございます。

附則第6条、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の第4項、及び次の4ページの附則第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の第4項の改正は、附則第19条の2の新設に伴う引用条項の追加及び附則第20条の削除に伴う引用条項の整備、また附則第19条の改正に伴う「株式等」を「一般株式」に改める文言の整理でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正でございますが、附則第19条の2の新設及び附則第20条の削除に伴う引用条項の整理でございます。

次に5ページから8ページにかけまして、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の改正ですが、平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象に追加されたことに伴う改正でございます。見出し中、「配当所得」を「配当所得等」に改めております。

また、特定公社債等の利子等について、納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、3%の税率による分離課税とする改正でございます。

また、8ページの附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正でございますが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等と別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税、並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税等にグループ分けすることに伴う改正でございます。見出し中、「株式等」を「一般株式等」に改めております。

特定公社債といいますのは国債、地方債、外国債、公募公債等でございます。また、一般公社債とは、特定公社債以外の公社債、それと公募ではなく私募公社債投資信託の受益権等でございます。

次に、9ページでございます。

附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正でございますが、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とすることに伴いまして、平成28年1月1日以後に源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について、納税義務者が申告をした場合には所得割の課税対象といたしまして3%の税率により分離課税とする規定を設けるものでございます。

同じく、9ページの改正前、現行の附則第19条の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、それから、11ページをお願いします。改正前の附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例、それから、12ページにいきまして、改正前の附則第19条の4、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例、及び附則第19条の5、源泉徴収選択講座内配当等に係る町民税の所得計算の特例、続きまして、13ページの改正前の附則第19条の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益通産及び繰越控除、続きまして、16ページになりまして、改正前の附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、これらにつきましては、単に課税標準の計算の細目を定める条例であることから、地方税法の附則で定めてありますので、利根町税条例の附則で重複して定める必要はございませんので削除するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正は、改正前の附則第20条の削除に伴う条の繰り上げ、及び繰り上げに伴う引用条項の整理でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

これも改正前の附則第20条の3でございます先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除につきましては、単に課税標準の計算の細目を定める条例であることから、地方税法の附則で定めてありますので、町税条例の附則で重複して定める必要がないので削除するものでございます。

次に22ページから26ページにかけまして、附則第20条の2、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正でございますが、附則第20条及び附則第20条の3の削除に伴う条の繰り上げ、及び平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とする改正に伴う文言の整理でございます。

最後でございます26ページの改正前の附則第20条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例の改正でございますが、これも単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、租税条約等実施特例法で定めてありますので、利根町税条例の附則で重複して定める必要がありませんので削除するものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第38号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を

改正する条例及び議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、議案第38号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の提案理由につきましては、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律におきまして、延滞金の割合の特例の見直しが行われことによりまして、平成25年4月1日に専決処分をいたしました利根町税条例の一部を改正する条例におきましても、同様の改正が行われたため、後期高齢者医療保険料においても同様の取り扱いに改めたいのでご提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

附則第3条の延滞金の割合の特例の改正でございますが、改正案の最初の改正部分でございます「年14.6パーセントの割合及び」を加える改正につきましては、現行の特例では納期限の翌日から3カ月を経過する日までの期間の延滞金の割合である7.3%のみ特例を定めておりましたが、3カ月を経過した場合の延滞金の割合である14.6%も含めて両方の延滞金の割合の特例を定めるものでございます。

次の改正部分につきましては、現在の特例基準割合の定義を改めるもので、租税特例措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合に改めるもので、これは国内銀行の貸し出し約定平均金利に1%を加算した割合となるものでございます。

次の改正部分につきましては、14.6%の割合の特例においては、改正後の特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものと、年7.3%の割合の特例におきましては、改正後の特例基準割合に年1%を加算した割合とするものでございます。

なお、参考といたしましては、現在の特例基準割合で申し上げますと、年14.6%の延滞金の割合につきましては、年9.3%となりまして、年7.3%の延滞金の割合につきましては現行の特例では4.3%でございますが、改正案ではこれを3%にするものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございますが、この条例の施行日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第39号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の提案理由につきましては、国民健康保険税の普通徴収における課税所得確定前の暫定課税を廃止いたしまして、納期を7月の本算定課税以降8期に変更するための改正及び国民健康保険税の課税額のうち、固定資産税額の土地及び家屋に係る部分の額により算定をしてございます資産割額を廃止するための改正、並びに地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）に伴いまして、利根町税条例の一部を改正する条例において、特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたこと、また、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度と一般株式等に係る譲渡所得の申告分離課税制度に改正されたことによりまして、国民健康保険税におきましても同様の取り扱いにするためご提案するものでございます。

それでは改正の内容でございますが、国民健康保険税の暫定課税の廃止につきましては、現在の普通徴収におきまして賦課期日の4月1日現在、算定基礎となります前年中の所得を把握することができないため、前年度の年間保険税を納期するのを6回で割った額を当該年度の1期、2期分として4月に暫定課税として通知をしてございます。

また、前年中の所得が確定をいたします6月以降に当該年度分を計算し、確定した年間保険税から本算定といたしますが、この年間保険税から暫定課税額を差し引いた税額を残りの納期数、3期から6期の4回で割った期別ごとの税額につきましては、8月に通知をしているところでございます。

この暫定課税を廃止することによりまして、被保険者にとっては本算定後の7月に年1回の通知になることによりまして、保険税の算定方法がわかりやすくなるものでございます。

また、納付回数がふえることによりまして、1回に納める金額が少なくなりまして納めやすくなることから、平成26年度から暫定課税を廃止し、納期を7月からといたしまして、納付回数を現在の6回から8回に変更するものでございます。

次に、資産割額の廃止についてでございますが、現在の国民健康保険税の算定方法は、所得割、資産割、平等割、均等割の4方式を採用し課税を行っております。そのうち資産割額につきましては、所得割を補完するために設けられた制度でございますが、現在、当町では収益性がない居住用財産が多く占めている状況であること、また、軽減措置もなく低所得者の負担になっている状況などから資産割額を廃止したいものでございます。

また、資産割額の廃止に伴う減収分につきましては、過去の決算時では保険給付費が伸びている中、歳入増により繰越金が発生している状況など、現在の町国保の財政状況、また国保財政調整基金の残高の状況から、国保会計は当面国保財政調整基金の繰り入れ等によりまして財政運営が見込まれる状況でございますことから、資産割課税額の減収分を所得割等に転嫁することなく資産割額を廃止するものでございます。

暫定課税の廃止と資産割額を廃止する時期といたしましては、来年度の平成26年度から実施をしたいと考えております。

それでは、お手元に配付してございます新旧対照表によりまして説明をいたします。

初めに、1ページをお願いいたします。

第2条の改正につきましては資産割額の廃止に伴うもので、第2項の基礎課税額、第3項の後期高齢者支援金等課税額及び第4項の介護納付金課税額の規定中、「及び資産割額」を削るものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第4条の国民健康保険の被保険者に係る資産割額の規定を削除するものでございます。

次に、第5条は国民健康保険の被保険者に係る税率及び税額の規定でございまして、条文中、「及び前条の資産割額の率」を削るものでございます。

次に、第5条の4は後期高齢者支援金等課税被保険者に係る資産割額の規定でございしますが、これを削除するものでございます。

続きまして、第5条の5、条文中、「及び前条の資産割額の率」を削るものでございます。

次のページをお願いいたします。

第7条は介護納付金課税被保険者に係る資産割額の規定でございしますが、これにつきましても削除するものでございます。

次に、第7条の2の条文中、「及び前条の資産割額の率」を削るものでございます。

次に、第10条は納期の規定を暫定課税の廃止に伴いまして改めるものでございます。

第1期を7月20日から同月31日まで、第2期を8月1日から同月31日まで、第3期を9月1日から同月30日まで、第4期を10月1日から同月31日まで、次のページをお願いいたします。第5期を11月1日から同月30日まで、第6期を12月1日から同月25日まで、第7期を翌年1月4日から同月31日まで、第8期を翌年2月1日から同月末日までとするもので、この改正前の「6期」から「8期」に改めるものでございます。

次に、第19条は徴収の特例の規定でございまして、暫定課税について規定しているものでございますが、これを削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第20条は徴収の特例に係る税額の修正の申出等の規定でございしますが、これも削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則でございしますが、附則第3項の改正は、特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とする改正に伴い、文言の整理を行うもので、「配当所得」を「配当所得等」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第6項及び第7項の改正は、地方税法の一部改正により、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の別々の申告分離課税制度とする改正に伴いまして、改正案の第6項は一般株式等に係る譲渡所

得等の申告分離課税制度に伴う課税の特例を定めるもので、改正案の第7項は、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に伴います課税の特例を定めるもので、それぞれ申告分離課税による所得を国民健康保険税の算定基礎となる総所得金額に加えるために課税の特例として定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第8項及び第9項の改正は、地方税法の附則において定められ、条例と重複規定となっております。条例では単に課税標準の計算の細目を定めているものであることから、同項を削るものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第10項の改正は、第8項及び第9項を削ったことによりまして第8項に繰り上げるものでございます。

附則第11項の改正は、8項及び第9項の改正と同様に、同項を削るものでございます。

附則第12項及び第13項の改正は、第8項、第9項、第11項を削ったことによりまして、第9項及び第10項に繰り上げるものでございます。

第14項の改正は、附則第3項と同様の理由で文言の整理を行うもので、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を第11項に繰り上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第15項の改正は、第8項、第9項及び第11項の改正と同様に、同項を削るものでございます。

次のページをお願いします。

第16項の改正は、前項等が削られたことによりまして、第12項に繰り上げるものでございます。

次に、別表第1、別表第2、別表第3の改正につきましては、13ページをお開き願います。

別記1の基礎課税額、別記2の後期高齢者支援金等課税額、次のページにいきまして別記3の介護納付金課税額の税率及び課税の規定でございまして、おのこの資産割の項を削るものでございます。

戻りまして、11ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項は施行期日の規定で、この条例は平成26年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2項は経過措置の規定で、改正後の利根町国民健康保険税条例第4条、第5条、第5条の4、第5条の5、第7条、第7条の2、第10条、第19条及び第20条の暫定課税の廃止及び資産割額の廃止に伴う改正では、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するもので、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるも

のでございます。

第3項として改正後の利根町国民健康保険税条例附則の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第40号について、福祉課長石塚 稔君。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第40号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例について補足ご説明いたします。

まず、提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律及び利根町税条例におきまして延滞金の割合の特例の見直しが行われましたことにより、利根町介護保険に関する条例におきましても同様の取り扱いに改めたいので提案するものでございまして、これは近年の低金利状況を踏まえた税等の延滞金の割合の見直しにあわせたものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

左側現行の本則第9条の傍線部分でございますが、これは納期限から3カ月以内の延滞金の割合7.3%を低減する現行の根拠を規定したものでございますが、これを右側の改正案では削除をいたしまして、「年7.3パーセント」との表現にとどめ、今回見直しをする延滞金の割合の特例の根拠を、次ページになります。附則第6条に新たに定めております。

内容でございますが、今回の見直しにおきましては、税等にあわせて延滞金の割合の特例の根拠を現行では日銀法の商業手形の基準割引率とし、これに4%を加えたものを納期限から3カ月以内の延滞金の割合としてきたところでございますが、改正案では租税特別措置法を根拠とする新たな特例基準割合に1%を加算したものに改め、納期限から3カ月経過後の延滞金につきましては、特例基準割合に7.3%を加算したものを新たに加えるものでございます。

これによりまして、現時点で納期限から3カ月までの延滞金の割合が、現行では実質4.3%であったものが、改正案では3%となり、納期限から3カ月経過後の割合は現行14.6%だったものが、改正案では9.3%となり実質軽減されます。

下の附則でございますが、この条例の施行期日を平成26年1月1日としております。

第2項で施行日以降に納期限が到来したのものから適用となる趣旨の経過措置を定めてございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第37号から議案第40号までの4件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9月17日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第41号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第4号）から日程第15、議案第47号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第9、議案第41号から日程第15、議案第47号までの7件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第41号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第41号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

まず、6ページをお開き願います。

第2表地方債の補正でございます。

起債の目的が臨時財政対策債でございまして、平成25年度の起債限度額の決定によりまして、1,834万8,000円を減額いたしまして限度額を2億8,365万2,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款8 地方特例交付金、目1 地方特例交付金で34万4,000円を減額するものでございます。これは減収補てん特例交付金でございまして、平成25年度の交付決定によるものでございます。

続いて、款9 地方交付税、目1 地方交付税で1億4,626万4,000円を増額するものでございます。これは普通交付税で、平成25年度の交付額が17億5,926万4,000円に決定したことによるものでございます。前年度と比較しまして1,970万8,000円の増となっております。

次に、款14 県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金で525万7,000円を増額するものでございます。この内訳でございますが、節3 医療福祉費補助金については、平成24年度の医療福祉事業の精算によりまして、追加交付があったものでございます。

節4 児童福祉費補助金につきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、それと児童虐待防止対策緊急強化事業補助金ということで補助されるものでございます。

次に、目5 商工費県補助金については、消費生活相談窓口のPRのために、その事業費に対して交付されるものでございます。

続きまして、項3 県委託金、目1 総務費県委託金で7万8,000円を減額するものでござい



ます。これは、平成25年度の住宅・土地統計調査委託金の交付決定によるものでございます。

次に、款15財産収入、目1不動産売払収入で64万9,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては、押付本田地先の河川都市基盤整備事業地内の土地を国に売り払うために計上したものでございます。

次のページになります。

款16寄附金、目2総務費寄附金で1万9,000円を増額するものでございます。これは、がらばる利根町応援寄附金に2件の寄附があったものでございます。

続いて、款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金については1億5,751万円を減額するものでございます。これは、地方交付税または前年度繰越金などの決定によります歳入歳出の調整によりまして、財政調整基金に繰り戻すものでございます。

次に、目7茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金で50万円を増額するものでございます。これは、浄化センター北側の雨水路ののり面の除草工事を行うために繰り入れをするものでございます。

次に、項2特別会計繰入金で目1国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金から目4後期高齢者医療特別会計繰入金まで総額1,777万5,000円となつてございます。これは、それぞれの特別会計への平成24年度の決算に伴いまして事業費が確定しましたことによる余剰金を一般会計に繰り入れをするものでございます。

続いて、款18繰越金につきましては1億579万9,000円を増額するものでございます。これは前年度繰越金が2億579万9,680円ございまして、当初予算に1億円の計上がございすことから、その差額を見込んだものでございます。

次のページの款20町債につきましては、臨時財政対策債で1,834万8,000円を減額するものでございます。こちらは平成25年度の起債同意限度額の決定によるものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款9教育費までの節2給料、節3職員手当等及び節4共済費については、4月1日付の人事異動に伴うものと、茨城県市町村共済組合負担金の負担率の決定によるものでございますので、それ以外の項目についてご説明いたします。

まず、款1議会費、目1議会費で200万8,000円を減額するものでございます。これは議会共済会負担金で、議員年金の給付費負担金の負担率の決定によるものが主なものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

款2総務費、目2諸統計調査費で11万8,000円を減額するものでございます。住宅・土地統計調査の交付金が決定されたことから、それぞれの統計調査事業経費の組み替えをしたものでございます。

次に、次のページの款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費になります。こちらにつきましては273万円を減額するものでございます。人件費では減額となっております。

民生委員推薦事業の報酬でございますが、民生委員推薦会委員報酬を増額してございます。これは民生委員の一斉改正に伴いまして、まだ未決定となっております民生委員を推薦するため計上したものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

目 8 介護保険費でございます。16万円の増額でございますが、こちらは介護保険特別会計におきまして介護給付費の増加が見込まれ、その経費の町負担分を介護保険特別会計に繰り出すため計上したものでございます。

次に、次のページになります。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費で275万8,000円を増額するものでございます。この内訳でございますが、児童虐待防止対策緊急強化事業につきましては、乳児家庭（生後4カ月以内の乳児）の全戸訪問の際に活用いたしますパンフレット等の購入経費と、その下になりますが、子ども子育て支援事業計画については、平成27年度から子ども子育て支援事業計画の策定のために子育て支援事業のサービス提供のためのニーズ量調査、分析などを行うための業務委託費を計上したものでございます。

次に、目 2 児童措置費で417万7,000円を増額するものでございます。これは、平成24年度分の保育所運営費の精算の確定によりまして、国庫負担金の返還金と保育所補助事業で主に保育士の雇用条件の改善のため、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を見込んだものでございます。この対象保育園は町内3カ所の保育園となります。

続きまして、20ページをお開き願います。

款 6 商工費、目 2 商工振興費で99万4,000円を増額するものでございます。これは歳入でも申し上げましたが、消費生活相談窓口の周知が図られていないことから、その対応策といたしまして、パンフレットを作成し全戸配布するための経費などを見込んだものでございます。

次のページになります。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費で942万7,000円を増額するものでございます。これは経年経過により傷みがひどい四季の丘地内の街路灯15基の改修を行う経費を見込んだものでございます。

次に、項 3 河川費、目 1 河川総務費で36万円を増額するものでございます。これは河川都市基盤整備事業地内の土地の分筆登記業務委託料を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 2 公園費でございますが、こちらは羽根野台地区で新たに公園の植木の剪定や除草などの管理を引き受けていただくことになりまして、その謝礼を計上したものでございます。

目3下水道費につきましては、浄化センター北側雨水路ののり面の除草工事のために37万1,000円を繰り出すものでございます。

続きまして、23ページでございます。

款9教育費、項3中学校費で、次の24ページになります。目2教育振興費で47万1,000円を増額するものでございます。これは平成26年度の新入生の通学用のヘルメットの購入費を見込んだものでございます。

次の25ページになります。

款11諸支出金でございますが、目1財政調整基金費については1億290万円を増額するものでございます。これは地方財政法第7条の規定によりまして、前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるもので、その相当額を計上したものでございます。

次に、目8がんばる利根町応援基金費については、2件の寄附金がございましたので、その寄附金を基金に積み立てをするものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第42号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、議案第42号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目3特定健康診査等負担金で54万4,000円を増額でございます。これにつきましては過年度精算負担金で、平成24年度の実績が確定したことによる精算分でございます。

続きまして、款5前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金で5,941万6,000円を増額となっております。これにつきましては、前期高齢者交付金の決定によるものでございます。

続きまして、款6県支出金、項1県負担金、目2特定健康診査等負担金で54万4,000円を増額でございます。これにつきましては過年度精算負担金で、平成24年度の実績が確定したことによる精算分でございます。

続きまして、款8繰入金、項2繰入金、目1財政調整基金繰入金で3,325万円の減額となっております。これは、当初予算見込みより前年度繰越金及び前期高齢者交付金が逆に増となったことによるものでございます。

続きまして、款9繰越金、項1繰越金、目1療養給付費交付金繰越金で7,424万円の増額となっております。これにつきましては、退職被保険者等に対する前年度からの繰越金で

ございます。

また、目2その他繰越金の1,190万5,000円の増額につきましては、一般被保険者に対する前年度からの繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。

次に歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で62万3,000円の減額になっております。これは節2給料で3万4,000円の減、節3職員手当等で38万5,000円の減、節4共済費で20万4,000円の減で、職員の人事異動に伴います減額でございます。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費で5,941万6,000円につきましては、財源内訳の変更でございます。これは歳入でもご説明しましたとおり、前期高齢者交付金の増分を充当したものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金で1,541万3,000円の増額になってございます。これは、平成24年度の拠出金が確定したことによるものでございます。

次に、款6介護納付金、目1介護納付金で352万8,000円の増額になってございます。これにつきましては、平成24年度の納付金が確定したことによるものでございます。

次に、款8保健事業費、目1特定健康診査等事業費で27万3,000円の増額になってございます。これにつきましては、国保連合会が保有しております特定健診・特定保健指導、医療、介護の各種データを総合的に活用するため、10月から国保データシステムが稼働する予定となっております。現在のシステムを国保連合会のデータシステム仕様に沿ったパソコンに変更するものでございます。

内訳といたしましては、節11需用費の修繕費で8万4,000円の増額、これにつきましてはシステムの接続費用でございます。

また、節18備品購入費で18万9,000円の増は、特定健診等データ管理システム用パソコンの購入費でございます。

続きまして、款9基金積立金、目1財政調整基金で8,013万4,000円の増額につきましては、平成24年度の決算余剰金の2分の1以上を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金で1,113万4,000円の増額になってございます。これは、節23償還金・利子及び割引料で平成24年度の拠出金が確定したことによりまして、国庫支出金等返還金で473万8,000円、退職者医療交付金返還金で639万6,000円の返還をするものでございます。

また、項2繰出金、目2一般会計繰出金で354万円の増額になってございます。これは、平成24年度の職員給与費等繰入金と出産育児一時金等繰入金の決算に伴う精算分を繰り出

すものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で767万7,000円の減額になっております。これは、歳入歳出差引残高が出たため、当初繰入分の全額を基金に繰り戻しするものでございます。

次に、款5繰越金、目1繰越金で2,790万7,000円の増額につきましては、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費で64万7,000円の増額になっております。これは節4共済費の15万3,000円の減額は、職員共済組合負担金で共済負担金率の確定に伴うものでございます。

また、節13委託料で80万円の増額でございますが、これは小曾根医師の産休に伴う代診委託料の増でございます。

次に、款3基金積立金、目1財政調整基金費で1,958万3,000円の増額につきましては、平成24年度の繰越金の2分の1以上を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午後零時03分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第43号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第43号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

4ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款4繰入金、目1一般会計繰入金を37万1,000円増額いたします。これは歳出で説明しますけれども、浄化センター周辺雨水路維持管理工事に充てるものです。歳出のほうでは工事費が50万円でありますけれども、共済費の減額分を差し引いた額が37万1,000円となります。

次に、款5繰越金、目1繰越金を991万4,000円増額します。これは前年度からの繰越金

でございます。

次に、歳出でございますが、款1下水道費、目1公共下水道建設事業費を983万1,000円増額いたします。内訳でございますが、節4共済費8万3,000円の減額であります。これは一般会計と同様、率の確定による補正であります。

節25積立金、先ほど歳入で説明しましたけれども、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

目2公共下水道維持管理費を45万4,000円増額いたします。これは、節4共済費4万6,000円の減額と、節15工事請負費50万円の増額でございます。先ほども説明しましたけれども、これは利根浄化センター周辺環境整備協議会からの要望でありまして、浄化センター周辺の雨水路の除草工事の要望がありまして、それを実施するものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第44号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、環境対策課長蓮沼 均君。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼 均君） 議案第44号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明いたします。

4ページをお開きください。

歳入よりご説明いたします。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金589万7,000円の増額となっております。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1霊園事業費、項1事業費、目1事業費の589万7,000円の増額につきましては、前年度の繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第45号 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、福祉課長石塚 稔君。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第45号 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正は、保険給付費の増額、地域支援事業費の減額及び平成24年度介護保険事業費の確定に伴うものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、初めに、保険給付費の増額に関連する財源につきましてご説明いたします。これらは法定給付割合に基づいたものでございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金の介護給付費負担金72万円、款4に飛びまして支払基金交付金、項1支払基金交付金において介護給付費交付金104万4,000円、次の款5県支出金、項1県負担金45万円、7ページに飛びまして款6繰入金、項1一般会計繰入金の45万

円、次の枠の項 2 基金繰入金62万9,000円のうち93万6,000円、この差額の不足する30万7,000円につきましては、以下でご説明申し上げます。以上、360万円分を増額するものでございます。

6 ページの最初に戻りまして、次に精算確定による平成24年度分の介護給付費関連の財源といたしまして、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金285万7,000円を追加交付されるため増額するものでございます。

次に、地域支援事業費の人事異動に伴う人件費の減額146万6,000円分に関連するものとして、これも法定給付割合に基づきまして款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金の57万9,000円の減、一番下の枠で款 5 県支出金、項 3 県補助金の29万円の減、7 ページの款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 3 地域支援事業繰入金29万円の減、次の枠の項 2 基金繰入金62万9,000円のうち、先ほど申しました30万7,000円について減額するものでございます。

款 7 繰越金につきましては、前年度繰越金の確定による増額分でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 2 保険給付費、項 2 介護予防サービス等諸費360万円の増額でございますが、こちらは新規入所者に伴う地域密着型介護予防サービス給付費320万円、並びに福祉用具購入者の増による購入費40万円を計上するものでございます。

款 3 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費146万6,000円の減額でございますが、9 ページにかけまして、こちらは包括支援センター職員の人事異動による人件費でございます。

次に、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費基金積立金900万1,000円につきましては、前年度精算確定による第 1 号被保険者保険料負担相当分の余剰金を積み立てるものでございます。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金の750万1,000円は、前年度精算確定により、国等からの介護給付費と地域支援事業費分の過交付分を返還するものでございます。

また、項 2 繰出金については、前年度精算確定による介護給付費と地域支援事業費、並びに事務費の超過繰入分を一般会計に戻すための繰出金として計上するものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第46号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について、保健福祉センター所長岩戸友広君。

〔保健福祉センター所長岩戸友広君登壇〕

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 議案第46号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款 3 繰越金、目 1 繰越金で213万2,000円増額補正するものでございます。これにつつま

しては、前年度からの繰越金になります。

続きまして、歳出でございます。

款 2 諸支出金、目 1 一般会計繰出金で同額の213万2,000円増額補正し、一般会計に繰り出すものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第47号について、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、議案第47号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 4 繰越金、目 1 繰越金で126万9,000円の増額となっております。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございますが、款 3 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金の126万9,000円の増額につきましては、平成24年度の決算確定に伴いまして、精算分を一般会計に繰り出すものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第41号から議案第47号までの7件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9月17日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第48号 財産の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長師岡昌巳君。

〔総務課長師岡昌巳君登壇〕

○総務課長（師岡昌巳君） それでは、議案第48号 財産の取得につきまして、補足してご説明申し上げます。

利根町消防団第7分団消防ポンプ自動車買い替えのため、下記のとおり財産を取得する。

記

- |   |        |                                 |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車                        |
| 2 | 取得金額   | 金1,627万5,000円                   |
| 3 | 契約相手方  | 茨城県石岡市国府5-2-25 有限会社鈴機 代表取締役鈴木直人 |



契約の詳細につきましては、参考資料の物品購入契約書をごらんいただきたいと思いを  
す。

以上のとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第3条  
の規定により議会に提案するものでございます。

ちなみに、第7分団は羽根野、羽根野台、上曾根地区でございます。現在使用している  
消防ポンプ自動車は平成2年3月登録でございまして、丸23年経過してございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第48号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9月  
17日に質疑、討論、採決したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

---

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第49号 平成24年度利根町一般会計歳入歳出決算  
認定の件から日程第23、議案第55号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定の件までの7件を一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第17、議案第49号から日程第23、議案第55号までの7件を一括議題とし  
ます。

この際、監査委員から審査意見の報告を求めます。

監査委員五十嵐 弘君。

〔監査委員五十嵐 弘君登壇〕

○監査委員（五十嵐 弘君） 監査委員の五十嵐でございます。決算審査の結果について  
ご報告申し上げます。

平成24年度利根町一般会計及び特別会計の決算について、7月31日から8月2日までの  
3日間にわたり、若泉昌寿委員とともに審査いたしましたので、代表してご報告申し上げ  
ます。

本件審査に当たりましては、町長より提出されました各会計歳入歳出決算書に基づき、  
関係帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員より説明を求め、審査を実施いた  
しました。

本件審査の結果といたしましては、審査に付された各会計の決算及び証拠書類、その他  
法令で定める書類は、いずれも所定の様式に準拠して作成されており、かつその計数も、  
関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、全て正当なるものと認めましたので、ここにご報  
告申し上げます。

○議長（井原正光君） 審査意見の報告が終わりました。

これから、議案第49号 平成24年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、概要説明を求めます。

会計管理者菅田哲夫君。

[会計管理者菅田哲夫君登壇]

○会計管理者（菅田哲夫君） それでは、議案第49号 平成24年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

決算書の5ページ、6ページをお開き願います。

ページの下のほうですが、歳入合計でございます。予算現額58億8,384万円、調定額57億7,904万6,167円、収入済額55億6,974万293円でございます。

予算現額に対する収入割合は94.66%、調定額に対する収入割合は96.38%でございます。また、不納欠損額は553万6,259円で、前ページの款1町税で表示されているとおりでございます。

収入未済額は2億376万9,615円で、その内訳としまして、やはり前ページでございますが、款1町税で1億6,514万4,674円、款11分担金及び負担金の173万3,000円、款19諸収入、項4の貸付金元利収入の3,689万1,941円となっております。また、収入済額は前年度に比べ3億4,591万4,647円の減額でございます。

続きまして、3ページ、4ページにお戻りください。

款1町税でございます。予算現額13億9,461万9,000円に対しまして、収入済額14億1,631万5,848円で、合計収入済額の25.43%を占め、前年度に比べ4,677万6,099円の減額となっております。町民税につきましては、景気の低迷による所得の減、固定資産税につきましては、3年ごとの評価替えによる土地分及び家屋分の減が主な理由でございます。

次に、款2地方譲与税でございます。予算現額9,531万4,000円に対し、収入済額9,531万4,130円で、合計収入済額の1.71%を占め、前年度に比べ674万4,995円の減額でございます。減額の理由としまして、国の徴収額の減収によるものでございます。

款3利子割交付金でございます。予算現額484万4,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.09%を占め、前年度に比べ56万2,000円の減額でございます。減額の理由としまして、県民利子割収入の減収によるものでございます。

次の款4配当割交付金でございます。予算現額392万1,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.07%を占め、前年度に比べ16万1,000円の増額でございます。増額の理由としまして、上場株式等の配当の増収によるものでございます。

款5株式等譲渡所得割交付金でございます。予算現額100万8,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.02%を占め、前年度に比べ34万2,000円の減額でございます。減額の理由としまして、株式の譲渡益等に課税される県税の減収によるものでございます。

款6 地方消費税交付金でございます。予算現額1億1,249万5,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の2.02%を占め、前年度に比べ164万1,000円の減額でございます。減額の理由としまして、県が徴収する地方消費税の減収によるものでございます。

款7 自動車取得税交付金でございます。予算現額2,479万8,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.44%を占め、前年度に比べ561万4,000円の増額でございます。増額の理由としまして、県が徴収する自動車取得税の増収によるものでございます。

款8 地方特例交付金でございます。予算現額1,118万7,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.20%を占め、前年度に比べ1,788万1,000円の減額でございます。減額の理由としまして、子ども手当等の見直しにより減額になったものでございます。

款9 地方交付税でございます。予算現額19億1,956万3,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の34.46%を占め、前年度に比べ5,035万3,000円の減額でございます。減額の理由としまして、特別交付税で震災の復旧工事が減少したことにより交付税の予算が減額されたことによるものでございます。

款10交通安全対策特別交付金でございます。予算現額234万円に対し、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.04%を占め、前年度に比べ21万9,000円の減額で、ほぼ前年相当の交付となっております。

款11分担金及び負担金でございます。予算現額5,663万7,000円に対し、収入済額6,073万1,743円で、合計収入済額の1.09%を占め、前年度に比べ204万4,152円の増額でございます。増額の理由としまして、保育園入所児の世帯の所得階層の変化等によるものでございます。

款12使用料及び手数料でございます。予算現額4,012万5,000円に対し、収入済額4,100万7,113円で、合計収入済額の0.74%を占め、前年度に比べ142万1,896円の減額で、ほぼ前年相当の収入済額となっております。

続きまして、次の5ページ、6ページをお開きください。

款13国庫支出金でございます。予算現額7億4,939万円に対し、収入済額4億1,783万4,018円で、合計収入済額の7.50%を占め、前年度に比べ8,209万7,525円の減額でございます。減額の理由としまして、地域活性化のきめ細かな交付金等及び安全・安心な学校づくりの交付金がなくなったこと、また、子ども手当負担金が減少したことなどによる減額でございます。

款14県支出金でございます。予算現額3億7,786万円に対し、収入済額3億6,550万1,374円で、合計収入済額の6.56%を占め、前年度に比べ6,013万6,003円の減額でございます。減額の理由としまして、市町村復興まちづくり支援事業交付金がなくなったことなどによるものでございます。

款15財産収入でございます。予算現額869万9,000円に対し、収入済額870万2,607円で、合計収入済額の0.16%を占め、前年度に比べ3,768万1,962円の減額でございます。減額の

理由としまして、町有地の売り払い収入の減及び旧利根中学校などの建物の売り払い金額がなくなったことによるものでございます。

次に、款16寄附金でございます。予算現額93万5,000円に対し、収入済額93万7,207円で、合計収入済額の0.02%を占め、前年度に比べ372万3,339円の減額でございます。減額の理由としまして、一般寄附金等の減によるものでございます。

款17繰入金でございます。予算現額2億9,008万5,000円に対し、収入済額2億9,008万2,641円で、合計収入済額の5.21%を占め、前年度に比べ4,260万561円の減額でございます。減額の理由としまして、環境施設整備基金等の繰入金の減額によるものでございます。

款18繰越金でございます。予算現額2億8,853万3,000円に対し、収入済額2億8,853万3,765円で、合計収入済額の5.18%を占め、前年度に比べ2,260万848円の増額でございます。

款19諸収入でございます。予算現額1億4,435万9,000円に対し、収入済額1億5,869万5,847円で、合計収入済額の2.85%を占め、前年度に比べ261万3,267円の減額になっております。減額の理由としまして、東日本大震災災害対策支援金及び同じく東日本大震災による災害見舞金等がなくなったこと、また、消防団員退職報償金等の減額によるものでございます。

款20町債でございます。予算現額3億5,728万8,000円に対し、収入済額3億4,592万8,000円で、合計収入済額の6.21%を占め、前年度に比べ2,154万1,000円の減額でございます。減額の理由としまして、主に文小学校校舎耐震補強事業債及び災害援護資金貸付債がなくなったことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、9ページ、10ページをお開き願います。

歳出合計欄の予算現額でございますが、58億8,384万円に対し、支出済額53億4,346万2,613円、執行率は90.82%でございます。翌年度繰越額は5,417万3,000円でございます。また、不用額は4億8,620万4,387円でございます。前年度に比べ、支出済額は2億8,365万8,562円の減額でございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、款1議会費でございます。予算現額9,133万1,000円に対し、支出済額9,027万111円で、執行率は98.84%でございます。不用額は106万889円でございます。不用額の主な理由としまして、議会会議録の反訳委託が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

款2総務費でございます。予算現額8億7,305万4,000円に対し、支出済額8億4,267万5,035円で、執行率は96.52%でございます。翌年度繰越額36万3,000円、これは税務訴訟事務費でございます。また、不用額は3,001万5,965円でございます。不用額の主な理由としましては、項1総務管理費の中の財産管理費の需用費で庁舎内の機械設備等の修繕と公用車等の燃料費の節約及び庁舎清掃業務など委託料の契約差金により見込みより少なかった

ことと、項2の徴税費で税務関係電算業務委託及び税務システム賃借料などの契約差金や償還金利子及び割引料での過年度還付が少なかったことなどがございます。

次に、款3民生費でございます。予算現額15億5,224万1,500円に対し、支出済額15億768万5,391円で、執行率は97.13%でございます。不用額は4,455万6,109円でございます。不用額の主な理由としましては、項1社会福祉費の中の社会福祉総務費と医療福祉費の扶助費等が当初見込みより少なかったこと、また、項2の児童福祉費では町からの保育所委託料が当初見込みより少なかったための残でございます。

款4衛生費でございます。予算現額11億895万7,000円に対し、支出済額7億8,755万2,823円で、執行率は71.02%でございます。不用額は3億2,140万4,177円でございます。不用額の理由としましては、項1の保健衛生費の各検診においての受診者が見込んだ数より少なかったため、また、環境衛生費の工事請負費で当初予定しておりました除染の工事が少なくなったためでございます。

款5農林水産業費でございます。予算現額2億6,098万4,000円に対し、支出済額2億5,856万779円で、執行率は99.07%でございます。不用額は242万3,221円でございます。不用額の主な理由としましては、目3農業振興費の節19負補交で農業近代化資金及び営農資金借り入れに伴う利子補給金で、いずれも現年度借り入れが少なかったためでございます。

款6商工費でございます。予算現額2,079万2,000円に対し、支出済額2,022万3,097円で、執行率は97.26%でございます。不用額は56万8,903円でございます。不用額の主な理由としましては、目2商工振興費、節19負補交で中小企業事業資金信用保証料補給金の申請が少なかったためでございます。

次に、款7土木費でございます。予算現額4億610万8,000円に対し、支出済額3億2,253万3,451円で、執行率は79.42%で、翌年度繰越額が5,381万円、これにつきましては道路維持工事事業、それから、道路橋梁関係共通費が主なものでございます。不用額は2,976万4,549円でございます。不用額の主な理由としまして、項2の道路橋梁費の道路維持工事等の契約差金及び項4の都市計画費の都市公園維持管理工事費等の契約差金でございます。

次に、款8消防費でございます。予算現額3億2,000万5,000円に対し、支出済額3億1,461万7,989円で、執行率は98.32%でございます。不用額は538万7,011円でございます。不用額の主な理由としまして、稲敷広域庁舎特別負担金において精算金が生じたことや消防施設等の修繕費で修繕が少なかったためでございます。

款9教育費でございます。予算現額5億4,066万3,000円に対し、支出済額5億2,081万7,472円で、執行率は96.33%でございます。なお、不用額は1,984万5,528円でございます。不用額の主な理由としましては、学校管理費、小中学校運営事業で主に光熱水費等の需用費の残でございます。

次に、9ページ、10ページでございます。

款10公債費でございます。予算現額4億4,067万3,000円に対し、支出済額4億4,066万

3,489円で、執行率は99.99%、不用額は9,511円でございます。ほぼ予算どおりの支出でございます。

款11諸支出金でございます。予算現額1億5,507万6,000円、支出済額も同額でございます。

次に、款12災害復旧費でございます。予算現額が1億1,005万4,000円、支出済額8,278万6,976円、執行率75.22%でございます。なお、不用額2,726万7,024円でございます。

款13予備費でございます。予算現額390万1,500円、支出済額はございません。

以上、歳出でございます。

それでは、最後に239ページをお開き願いたいと思います。

一般会計の実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

歳入総額55億6,974万円に対しまして、歳出総額53億4,346万2,000円でございます。差引額は2億2,627万8,000円でございます。なお、翌年度へ繰り越すべき財源の計としまして2,047万8,000円でございます。また、実質収支額は2億580万円でございます。

一般会計歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

暫時休憩します。

午後2時12分休憩

---

午後2時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第50号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件から議案第55号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件までの6件について、各所管課長からの概要説明を求めます。

まず、議案第50号について、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、議案第50号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

概要でございますが、平成24年度末の国保加入者数は6,396人で、前年度と比較いたしまして51人の減となっております。このうち一般被保険者が5,953人、退職被保険者が443人でございます。世帯数は3,506世帯で、31世帯の増となっております。また、平成24年度中に後期高齢者医療制度に移行した被保険者数につきましては174人となっております。

歳入からご説明します。

242ページ、243ページをお願いします。

款1 国民健康保険税でございますが、予算現額5億9,339万6,000円に対しまして、調定額が7億8,975万3,578円で、収入済額は6億358万7,934円となっております。前年度と比較いたしますと1,682万4,319円の減でございます。これは、退職被保険者国民健康保険税の減によるもので、収納率が76.4%で、前年度と比較いたしまして0.2ポイントの増となっております。また、現年度分の収納率につきましては92.3%で、0.2ポイントの減となっております。

また、不納欠損額につきましては1,421万8,156円で、これは一般被保険者及び退職被保険者に係る医療給付費分及び後期高齢者支援金分、並びに介護納付金分の滞納繰越分でございます。地方税法第18条第1項の規定によります時効消滅に伴いましての欠損でございます。なお、不納欠損の対象者は100人で、件数は542件となっております。収入未済額は1億7,194万7,488円でございます。

次に、款2 使用料及び手数料でございますが、予算現額17万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも20万7,968円となっております。これは国保税の納税証明手数料等の収入で、前年度並みの収入済額となっております。

次に、款3 国庫支出金でございますが、予算現額4億225万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4億2,480万6,544円となっております。前年度と比較いたしますと3,975万5,347円の減となっております。これは国庫負担金のうち療養給付費等負担金で平成24年度から国の制度変更によりまして、負担率が34%から32%に引き下げられたことによる減でございます。

続きまして、款4 療養給付費交付金につきましては、予算現額1億8,291万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億7,468万8,591円となっております。前年度と比較いたしますと137万7,606円の増でございます。これは退職被保険者の医療給付費分の2分の1が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、現年度交付分の増によるものでございます。

次に、款5 前期高齢者交付金でございますが、予算現額6億5,495万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6億5,495万7,584円となっております。前年度と比較いたしまして1億2,033万8,771円の増でございます。これは前期高齢者の保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するための交付金でございます。前期高齢者の加入者数の増によるものでございます。

次に、款6 県支出金でございますが、予算現額9,978万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億3,186万5,486円となっております。前年度と比較いたしますと3,826万7,202円の増でございます。これにつきましては、県補助金で県調整交付金の増でございます。平成24年度から国の制度変更により交付率が7%から9%に引き上げられたことによる増でございます。

続きまして、款7 高額医療費共同事業交付金でございますが、予算現額1億7,508万2,000

円に対しまして、調定額、収入済額とも1億7,508万896円となっております。前年度と比較いたしまして2,720万1,371円の減でございます。これは保険財政共同安定化事業交付金の減によるものでございます。

続きまして、款8繰入金でございますが、予算現額2億5,995万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億5,558万3,294円となっております。前年度と比較いたしまして8,866万6,294円の増でございます。これにつきましては基金繰入金で、財政調整基金繰入金の増によるものでございます。

款9繰越金でございますが、予算現額1億5,271万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億5,271万1,759円となっております。前年度と比較いたしまして4,465万8,728円の増でございます。これにつきましては前年度からの繰越金でございます。

続きまして、款10諸収入でございますが、予算現額301万円に対しまして、調定額、収入済額とも663万9,493円となっております。前年度と比較いたしまして112万6,924円の減でございます。

歳入合計は、予算現額25億2,423万4,000円に対しまして、調定額が27億6,629万5,193円で、収入済額は25億8,012万9,549円となっております。前年度と比較いたしまして2億838万4,458円の増額で、率にいたしまして8.8%の増となっております。

続きまして、244ページ、245ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

款1総務費でございますが、予算現額5,597万9,000円に対しまして、支出済額は5,473万1,871円でございます。前年度と比較いたしますと102万8,226円の増額となっております。増額の主なものは人件費及び事務費の増でございます。

続きまして、款2保険給付費は、予算現額15億2,926万7,000円に対しまして、支出済額が15億472万8,132円でございます。前年度と比較いたしまして5,021万1,411円の増額となっております。これは療養諸費で、一般被保険者に係る療養給付費等の増によるものでございます。

続きまして、款3後期高齢者支援金等でございますが、予算現額が3億2,201万円に対しまして、支出済額は3億2,198万9,010円となっております。前年度と比較いたしまして4,431万5,039円の増額でございます。これは国保被保険者の後期高齢者医療制度に係る医療費負担分で、被保険者数の増によるものでございます。

続きまして、款4前期高齢者納付金等でございますが、予算現額が89万7,000円に対しまして、支出済額は35万4,524円で、前年度と比較いたしますと46万7,277円の減額でございます。この前期高齢者納付金は保険者間の不均衡を調整するための納付金でございまして、国保加入者の前期高齢者に係る医療費負担分で、負担金の減によるものでございます。

次に、款5老人保健拠出金でございますが、予算現額1万7,000円に対しまして、支出済額は1万2,869円でございます。前年度とほぼ同額の支出となっております。これは老人



保健の医療費に係る保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金への拠出金で、過年度分の精算分でございます。

続きまして、款6介護納付金につきましては、予算現額1億3,887万3,000円に対しまして、支出済額は1億3,665万3,197円でございます。前年度と比較いたしまして1,381万4,677円の増額となっております。これは介護保険第2号被保険者分に係る介護給付費納付金でございます。国保加入者の増による負担金の増でございます。

次に、款7共同事業拠出金でございますが、予算現額2億1,831万1,000円に対しまして、支出済額は2億1,830万7,444円でございます。前年度と比較いたしまして1,331万2,115円の増額でございます。これは高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の増で、高額医療費の増によるものでございます。

続きまして、款8保健事業費でございます。予算現額2,262万5,000円に対しまして、支出済額は2,136万4,203円で、前年度と比較いたしまして65万4,615円の増額でございます。これにつきましては、保健事業費のうち特定健診等事業費での特定健診等業務委託料等の関係経費の増によるものでございます。

続きまして、款9基金積立金でございますが、支出済額は1億6,718万2,000円で、前年度と比較いたしますと1億1,550万2,000円の増額となっております。これにつきましては国保財政調整基金への積立金の増によるものでございます。

次に、款10諸支出金につきましては、予算現額3,988万8,000円に対しまして、支出済額は3,865万9,494円で、前年度と比較いたしまして658万877円の増額となっております。これにつきましては、償還金及び還付加算金のうち、平成23年度の国庫支出金等の精算に伴います返還金の増となっております。

続きまして、款11予備費につきましては、予算現額2,918万5,000円に対しまして、支出済額はございません。

次の246ページ、247ページをお願いいたします。

歳出合計の予算現額25億2,423万4,000円に対しまして、支出済額は24億6,398万2,744円で、執行率は97.6%となっております。前年度と比較いたしまして2億4,494万9,412円の増額で、率にいたしまして11%の増となっております。歳入総額25億8,012万9,549円から歳出総額24億6,398万2,744円を差し引いた1億1,614万6,805円は、翌年度に繰り越しとなるものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

275ページ、276ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

款1診療収入でございますが、調定額及び収入済額ともに8,833万4,559円となっております。前年度と比較いたしまして541万6,398円の増額でございます。これは国保診療報酬

収入及び後期高齢者診療報酬収入の増によるものでございます。

次に、款2 介護サービス収入で、調定額、収入済額ともに390万4,000円となっております。前年度と比較いたしまして111万9,000円の増額でございます。これにつきましては、介護保険利用者の増加によるものでございます。

次に、款3 使用料及び手数料で、調定額及び収入済額とも54万1,750円でございます。前年度と比較いたしまして7万1,750円の増額でございます。これは手数料で健康診断書に係る文書料の増でございます。

続きまして、款4 繰入金で、調定額、収入済額とも144万9,000円でございます。前年度と比較いたしますと1,464万9,000円の減額となっております。これは財政調整基金からの繰入金の減でございます。

続きまして、款5 繰越金でございますが、調定額、収入済額とも2,437万2,083円でございます。前年度と比較いたしますと628万9,059円の増額となっております。これにつきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に款6 諸収入でございますが、調定額、収入済額とも966万4,288円となっております。前年度と比較いたしますと70万515円の減額でございます。これは雑入で個人予防接種料の減によるものでございます。

歳入合計でございますが、予算現額1億1,100万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億2,826万5,680円となっております。前年度と比較いたしますと538万3,308円の減額で、率にいたしまして4%の減でございます。

続きまして、277ページ、278ページをお願いします。

歳出でございます。

款1 総務費でございますが、支出済額は6,677万762円でございます。前年度と比較いたしまして2,084万1,018円の減額となっております。この科目につきましては職員の人件費及び事務経費、診療に必要な経費及び施設の維持管理費等ございまして、減額の主なものは工事請負費の減でございます。

次に、款2 医業費でございます。支出済額は1,489万8,211円で、前年度と比較いたしまして181万8,086円の増となっております。これにつきましては、医療用機械器具費の増によるものでございます。

次に、款3 基金積立金で支出済額は1,868万8,000円となっております。前年度と比較いたしまして1,010万3,000円の増額でございます。これは財政調整基金への積立額の増によるものでございます。

次に、款4 予備費につきましては、支出済額はございません。

歳出合計でございますが、予算額1億1,100万5,000円に対しまして、支出済額は1億35万6,973円で、執行率は90.4%となっております。前年度と比較いたしまして891万9,932円の減額で、率にいたしまして8.2%の減となっております。また、歳入総額1億2,826

万5,680円から歳出総額1億35万6,973円を差し引きました2,790万8,707円につきましては、翌年度へ繰り越しをするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第51号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第51号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足説明いたします。

296ページ、297ページを開いてください。

初めに、歳入であります、主なものを説明いたします。

款1 分担金及び負担金の収入済額は887万551円でございます。これは個人からの下水道事業に係る受益者負担金と龍ヶ崎市からの下水道維持管理負担金でございます。

次に、款2 使用料及び手数料でございますが、収入済額1億7,684万6,898円でございます。これは下水道使用料金が主なものでございます。

款3 国庫支出金から款7 町債までは、調定どおりとなっております。

合計しますと、収入済額3億905万8,824円でございます。

次に、歳出を説明いたします。

298ページ、299ページをお願いいたします。

款1 下水道費で支出済額は1億8,316万9,849円であります。翌年度に3,223万5,000円を繰り越してございます。これは国の経済対策事業でございまして、補正予算によりまして追加されたことにより、3月の町の補正予算で承認され繰り越した事業としたものでございます。

款2 公債費は、ほぼ予算どおりとなっております。

歳出合計は2億9,450万9,350円であります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第52号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、環境対策課長蓮沼均君。

〔環境対策課長蓮沼均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼均君） それでは、議案第52号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、ご説明いたします。

こちらは町営霊園の1,199区画を管理してございます。

それでは、317ページをお開きください。

歳入よりご説明いたします。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、予算現額488万5,000円、調定額979万6,948円、収入済額同額でございます。こちらは主に永代使用料及び管理料でございます。

款2 繰入金、項1 基金繰入金、予算現額29万8,000円、調定額29万8,000円、収入済額同

額でございます。こちらは財政調整基金繰入金でございます。

款3繰越金、項1繰越金、予算現額268万9,000円、調定額268万8,376円、収入済額同額でございます。こちらは前年度の繰越金でございます。

歳入合計、予算現額787万3,000円、調定額1,278万6,054円、収入済額は同額でございます。前年度と比較しまして109万7,315円の増でございます。主に永代使用料の増でございます。

続きまして、319ページをお開き願います。

歳出につきましてご説明いたします。

款1霊園事業費、項1事業費、予算現額778万2,000円、支出済額688万8,056円、不用額89万3,944円、こちらは主に償還金利子及び割引料でございます。

款2予備費、項1予備費、予算現額9万1,000円、支出済額ゼロ円、こちらは不用額9万1,000円を使用しなかったためでございます。

歳出合計、予算現額787万3,000円、支出済額688万8,056円、不用額98万4,944円、こちらは先ほど申しましたけれども、償還金・利子及び割引料の残でございます。

歳入総額1,278万6,054円、歳出総額688万8,056円、歳入歳出差し引き残額589万7,998円、執行率53.87%、差し引き残額につきましては翌年度へ繰り越しとなります。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第53号 平成24年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、福祉課長石塚 稔君。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第53号 平成24年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、補足してご説明申し上げます。

記載はございませんが、平成24年度末の65歳以上の第1号被保険者数は383人増の5,664人、うち要支援、要介護認定者数は644人となっております。うち40歳から64歳までの2号被保険者16人の認定者が含まれております。こちらは51人増でございます。

328ページ、329ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1介護保険料、項1介護保険料、これは65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。予算現額2億7,351万7,000円、調定額が2億8,104万2,300円、収入済額が2億7,537万8,900円、収納率97.98%で、前年度と比較しますと7,947万1,400円の増額でございます。これは保険料改定による増でございます。不納欠損額は138万9,900円、収入未済額が427万3,500円となっております。

次に、款2使用料及び手数料につきましては、調定どおりの収入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、調定額、収入済額ともに2億341万4,116円となっております。この負担金につきましては、介護給付費に対して施設介護サービス分は15%、その他につきましては20%の割合で交付されたものでございます。

項2 国庫補助金は、調定額、収入済額ともに1,259万4,855円で、こちらは調整交付金及び地域支援事業交付金として国から交付されたものでございます。

款4 支払基金交付金は、調定額、収入済額ともに3億2,755万2,207円で、これは介護給付費及び地域支援事業の介護予防事業に対し29%の割合で社会保険診療報酬支払基金から交付されたもので、40歳から64歳までの方の第2号被保険者保険料でございます。

次に、款5 県支出金、項1 県負担金は、調定額、収入済額ともに1億6,364万5,058円で、これは介護給付費に対しまして施設介護サービス分は17.5%、その他については12.5%の割合で交付されたものでございます。

項2 財政安定化基金支出金は調定額、収入済額ともに380万5,666円でございます。これは介護保険法附則第10条に基づき、県が取り崩した介護保険財政安定化基金の利根町交付分でございます。

項3 県補助金につきましては、調定額、収入済額同額で554万4,927円、これは地域支援事業の交付金でございます。

款6 繰入金、款7 繰越金は、ほぼ予算どおりの収入でございます。

款8 諸収入で10万1,662円の歳入につきましては、第1号被保険者の延滞金が主でございます。

歳入合計は11億9,522万4,446円、予算現額に対しまして989万2,554円の減、前年度決算額に比較して506万1,027円の増となっております。

次に、歳出でございますが、330ページ、331ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費の支出済額は482万2,176円でございます。不用額が120万5,824円でございますが、主に印刷製本費、通信運搬費、委託料の残金でございます。

項2 介護認定調査等費につきましては、支出済額705万7,729円で、不用額273万8,271円でございますが、主に役務費の主治医意見書料及び委託料の要介護認定調査委託料が見込みを下回ったためでございます。

款2 保険給付費につきましては、予算現額11億3,156万2,000円、支出済額が11億620万3,123円、前年度と比較しますと1億4,464万3,265円の増額となっており、これは全体的な介護給付費の伸びによるものでございます。保険給付費全体の執行率は97.76%となっております。

款3 地域支援事業費につきましては、予算現額3,641万4,000円、支出済額3,490万9,255円で、執行率は95.87%となっております。

款5 基金積立金につきましては、予算どおりの執行となっております。

款6 諸支出金につきましては、項1 償還金及び還付加算金で予算現額89万8,000円、支出済額が20万6,500円、69万1,500円の不用額となっておりますが、これは過年度の国県補助金の返還金を交付金と相殺されたため不用額が多く出たものでございます。

次の332ページ、333ページをお願いいたします。

歳出の支出済額は11億7,074万4,025円で、予算現額に対しての全体の執行率は97.15%でございました。歳入総額から歳出総額を差し引きました2,448万421円は、平成25年度に繰り越しとなるものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第54号 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、保健福祉センター所長岩戸友広君。

〔保健福祉センター所長岩戸友広君登壇〕

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 議案第54号 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、補足してご説明いたします。

決算書363ページ、364ページをお願いします。

最初に、歳入でございませう。

款1 サービス収入で441万8,645円の収入済額になります。これにつきましては、ケアマネジメント費収入になります。

款2 繰入金で429万6,000円の収入済額になります。これにつきましては、一般会計から繰り入れしたものでございませう。

款3 繰越金で50万9,711円の収入済額になります。前年度の繰越金になります。

款4 諸収入で1万8,519円の収入済額になります。臨時職員の雇用保険立てかえ分になります。

続きまして、歳出でございませう。

次の365ページ、366ページお願いいたします。

款1 サービス事業費で、予算現額804万2,000円に対しまして、支出済額659万9,755円で、執行率82.07%になります。主な支出では、要支援認定者の介護予防計画を作成します介護支援専門員の賃金、また介護予防ケアマネジメント業務委託料になります。

款2 諸支出金では50万9,711円を一般会計に繰り出すものでございませう。

歳入総額924万2,875円から歳出総額710万9,466円を差し引いた213万3,409円は、翌年度へ繰り越すものでございませう。

介護サービス事業特別会計につきましては、以上でございませう。

○議長（井原正光君） 次に、議案第55号について、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、議案第55号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上げます。

374ページ、375ページをお願いいたします。

初めに、概要について申し上げます。

平成24年度末の被保険者数は2,170人で、前年度と比較いたしまして80人の増となっております。

ります。内訳でございますが、75歳以上が2,055人、64人の増でございます。65歳以上、75歳未満の障害認定者が115人で16人の増となっております。

それでは、歳入からご説明をいたします。

款1 後期高齢者医療保険料でございますが、収入済額は1億1,671万8,700円で、前年度と比較いたしまして1,300万6,600円の増額でございます。これは、被保険者から徴収した保険料でございます、特別徴収分において増額となったものでございます。ちなみに、収納率は99.5%となっております。また、不納欠損額は6万4,400円でございます。これは普通徴収に係る滞納繰越分でございます、生活困窮者を不納欠損にしたものでございます。なお、収入未済額は61万1,100円となっております。

続きまして、款2 使用料及び手数料でございますが、収入済額は2万200円でございます。前年度と比較いたしまして8,300円の減でございます。これにつきましては、督促手数料収入の減でございます。

続きまして、款3 繰入金で収入済額は1億8,640万87円でございます。前年度と比較いたしまして2,082万7,573円の増となっております。これは一般会計繰入金で、後期高齢者に係る医療給付費の伸びによるものでございます。

次に、款4 繰越金で収入済額は52万3,688円でございます。前年度と比較いたしまして18万566円の増額となっております。これは前年度からの繰越金でございます。

次に、款5 諸収入でございますが、収入済額は324万9,704円でございます。前年度と比較いたしまして38万6,426円の増額でございます。これは項3 雑入で、後期高齢者健診料の増によるものでございます。

歳入合計の収入済額は3億691万2,379円で、前年度と比較いたしますと3,439万2,865円の増、率にしまして12.6%の増となっております。

続きまして、376ページ、377ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費につきましては、支出済額が1,360万9,904円となっております。前年度と比較いたしまして9万4,310円の減額でございます。支出の主なものは広域連合共通経費負担金等でございます。

次に、款2 後期高齢者医療広域連合納付金で支出済額は2億9,144万4,776円でございます。前年度と比較いたしまして3,359万4,186円の増額となっております。これにつきましては広域連合への納付金で、被保険者の増及び療養給付費の増によるものでございます。

次に、款3 諸支出金でございますが、支出済額は58万8,088円でございます、前年度と比較いたしまして14万7,066円の増額となっております。これは一般会計への繰出金の増によるものでございます。

歳出合計の支出済額は3億564万2,768円で、前年度と比較いたしまして3,364万6,942円の増額で、率にしまして12.4%の増でございます。執行率は99.3%でございます。

歳入総額 3 億 691 万 2, 379 円から歳出総額 3 億 564 万 2, 768 円を差し引きました 126 万 9, 611 円を翌年度に繰り越しするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案の款項に対する質疑を行います。

まず、議案第 49 号に対する質疑を行います。

ございませんか。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第 50 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第 51 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第 52 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第 53 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第 54 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第 55 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第 49 号から議案第 55 号までの 7 件については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

休憩中に全員協議会室にて決算審査特別委員会を開催いたしますので、お集まりください。

暫時休憩とします。

午後 3 時 0 9 分休憩

---

午後 3 時 2 4 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に決算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。



仮委員長から互選の結果の報告を求めます。

仮委員長白旗 修君。

〔仮委員長白旗 修君登壇〕

○仮委員長（白旗 修君） ただいま決算審査特別委員会で委員長、副委員長の互選が行われました。結果をご報告いたします。

委員長に坂本啓次君、副委員長に今井利和君が決まりました。どうぞよろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

ここで、委員長の挨拶をお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長坂本啓次君。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） ただいま選出されました坂本です。

委員会が慎重審議で皆さんの質疑等がスムーズにいきますように、精いっぱい委員長を務めさせていただきますので、皆様よろしく願いします。

なお、課長その他委員の皆様にもお願い申し上げます。よろしく願いします。

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の決算審査特別委員会日程のとおりです。十分なる審査の上、来る9月17日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

---

○議長（井原正光君） 日程第24、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす9月4日は議案調査のため休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす9月4日は議案調査のため休会とすることに決定しました。

---

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は9月5日午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時27分散会